

# 株式会社クラレ株式取扱規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株式に関する取扱いについては、定款の規定に基づきこの規則によるほか、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法ならびに株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

## 第2章 株主の権利の行使方法等

(少数株主権等の行使方法)

第3条 法令の定めによる少数株主権等の行使は、第4章および第5章に規定する場合を除き、当会社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は株主に対して、個別株主通知の申出を受付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第4条 この規則による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとする。

2. この規則による請求、通知または届出を行うに際し、保佐人または補助人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第5条 この規則による請求、通知または届出その他について、当会社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

### 第3章 届出事項

(常任代理人または仮住所)

第6条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当会社に対し、口座管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

2. 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
3. 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは速やかにその旨を届出なければならない。

### 第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方式)

第7条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株当たりの買取価格)

第8条 前条による買取請求の効力発生の日(以下「買取請求日」という。)の株式会社東京証券取引所の開設する市場(以下「東京市場」という。)における最終価格(以下「終値」という。)をもって、1株当たりの買取価格とする。

2. 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格(以下「始値」という。)とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(買取代金の支払)

第9条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求に係る株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

2. 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
3. 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第10条 買取請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買取代金を支払った日に当社の口座への振替をする。

2. 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については、送金手続完了日をもって当社の口座への振替をする。

## 第5章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(請求の方式)

第11条 単元未満株式の買増しを請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行い、第13条に定める買増代金を支払う。

2. 前項の請求の効力は、請求書(請求事項を記録した電磁的記録を含む。)が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。ただし、第15条に定める場合はこの限りでない。

(請求可能な期間)

第12条 前条による単元未満株式の買増請求の取扱いは、権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間は停止する。

2. 前項のほか、当社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

(1株当たりの買増価格および買増代金)

第13条 第11条による買増請求の効力発生日(以下「買増請求日」という。)の東京市場における終値をもって1株当たりの買増価格とする。

2. 買増請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の始値とし、その翌日以降同様とする。

3. 第1項の1株当たりの買増価格に請求に係る買増株式数を乗じた金額を買増代金という。

(買増株式の移転)

第14条 買増請求に係る単元未満株式は、当社が前条による買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替の申請をする。

(買増請求の制限)

第15条 買増請求日に、当社がその請求により譲渡すべき株式を有しないときは、その請求に応じない。

以上